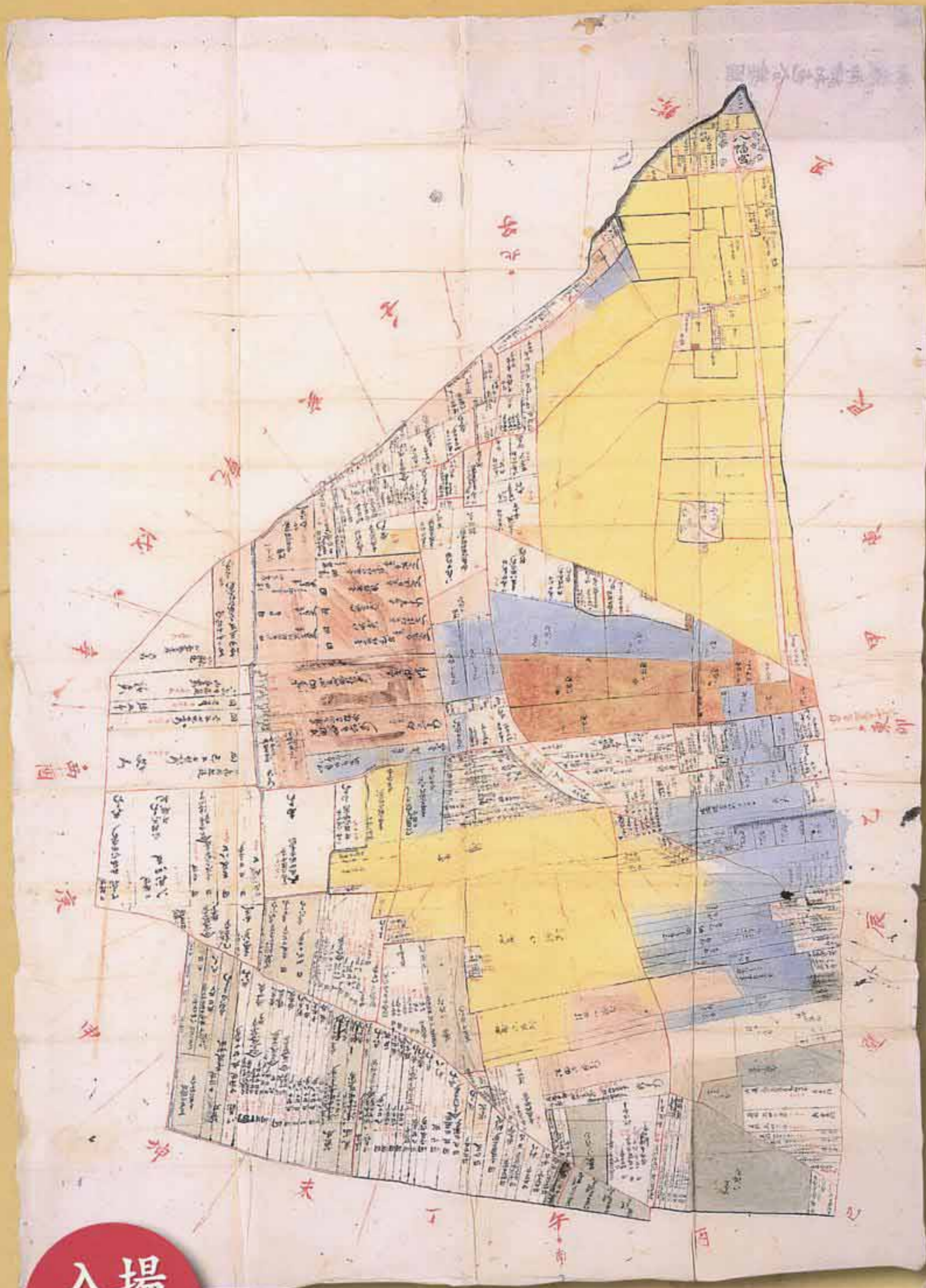


# 「庄屋さんのお仕事」

# お仕事



▲「御藏御給知色分給図」〈竹瀬村〉(木内家文書)



▲「諸控」(木内家文書)

入場  
無料

[展示期間] 平成17年4月26日(火)  
~7月31日(日)

[開館時間] 午前9時30分~午後5時

[ところ] 徳島県立文書館 展示室

●展示解説 平成17年5月5日(木・祝)・6月26日(日)  
午後1時30分~午後3時  
文書館 講座室・展示室

# 庄屋さんのお仕事とは

江戸時代の庄屋さんには、どんな「お仕事」をしていたのでしょうか。

まずは年貢の徴収。ところが、これが驚くほどの大仕事でした。村の中の一つひとつの土地について、検地帳に載せられている石高（その土地の生産量、米に換算されます）や誰が保有しているかを確認した上で、村人一人ひとりについて、納入する年貢額を確定しなければなりません。この作業の最前線に立つのが、庄屋

さんをはじめとする村役人達です。

次に、今でいう戸籍の管理。徳島藩では江戸時代を通じて四、五回の棟付改という戸籍の基本調査が行われました。棟付改に当たった庄屋さんは、村内の全ての家について、その家の経歴（何代前の誰その時に誰その家から分家等々）や身居（身分のこと）、家族全員（女性が除かれていた時もあります）の氏名・年齢・戸主との続柄、夫役（税金の

気の遠くなるような作業を求められました。また、村人の身分や本籍村・居住村の変更に關する事務も庄屋さんの大切な仕事でした。

その他にも、役所からの法令・命令を村人に伝え、これを守らせる。村人が役所に提出する願書・訴状や土地の質入れ証文などに奥書をして保障する。災害が起きたら被災報告を、変死人があればその詳細と村の対応を役所に報告する。殿様が鷹狩りに来ると云えば、その要員を集めたり、必要経費の算段をしたり。さらには村内や場合によっては他村のもめ事（土地の境界争いから家族内のトラブルまで）の調停にも庄屋さんは担ぎ出されます。その他にも、庄屋さんは数え切れないほどの細々

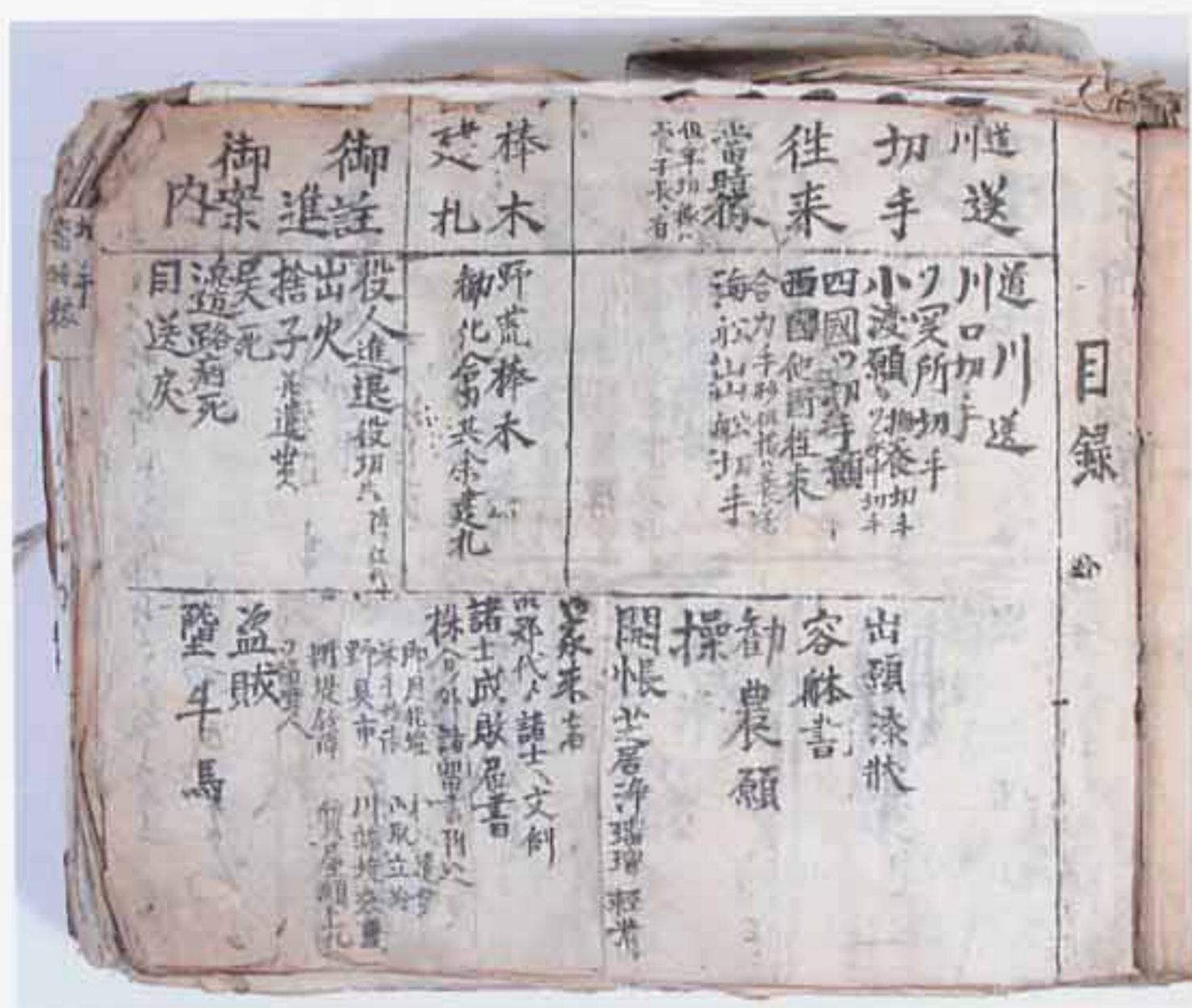
としたお仕事をかかえていました。

江戸時代の庄屋さんは単なる村長さんにとどまらず、税務署、警察、地方裁判所、家庭裁判所、公証人役場などの機能を併せ持っていたと言えます。

これだけの事務をこなしていたわけですから、庄屋さんの扱っていた「公文書」も膨大なものがあつたと思われまふ。こころみに、寛政一二（一八〇〇）年に神領村（神山町）の庄屋高橋源蔵が庄屋役交替にあつて作成した引継文書目録をみると、棟付帳、夫役帳、宗門改帳、暇証文など帳簿四六冊、巻物四巻、証文三一六通が書き上げられています。ちなみに、この村では検地帳などの年貢徴収に關する一〇〇冊を越える帳簿類は、取立人の間で別に引き継がれており、年貢以外の庄屋さんのお仕事關係の書類がこれだけあつたということになります。

江戸時代には、このような大変な事務処理能力・文書処理能力を持つた庄屋さん達がそれぞれの村にいて、彼らが地方の行政を末端で支えています。

ではこれから、このような庄屋さんのお仕事の一端を紹介させていただきます。



▲「諸控」（木内家文書）の目録部分

## 徳島藩の村役人

- 組（与）頭庄屋：数ヶ村の組村の責任者。
- 庄屋：一村の村政の責任者。頭入百姓（給知Ⅱ藩士に与えられた土地Ⅱに属する百姓）が庄屋になる場合は肝煎と呼ぶ。
- 五人組（与）：庄屋・肝煎の補佐役。一村に五人程度。
- 取立人：年貢の取り立てにあたる。
- 行：藩の通達などを村人にふれ歩く役。

## ごあいさつ

徳島に関する歴史資料の収集・整理・保存・活用という業務を行い、地域のレコードセンターとして、歴史・文化情報の発信を続けてきました徳島県立文書館も、本年度で開館十五周年を迎えることとなりました。教育普及事業の一環として取り組んできた展示も、企画展や資料紹介展を合わせると六十回を超えています。展示解説のための図録を毎回発行してきましたが、展示図録集もこれだけで大きな意味を持つ歴史資料となりました。

三十回目となる今回の企画展は「庄屋さんのお仕事」と題して、江戸時代の庄屋の役割についての展示を行います。

「庄屋さん」は、現在でいえば地域行政の長としての村長さんや町長さんにあたりますが、その仕事の内容は、地域社会の世話役として村人の日常生活に深く関わり、税務、警察、裁判、公証など実に幅広く多岐にわたっています。

庄屋さんが作成し書き残した記録資料は「庄屋文書」とよばれ、江戸時代の百姓や村の生活を知るための重要な文書群となっています。本館にも粟飯原家文書、木内家文書、大栗家文書など、県内各地の旧家に残されてきた膨大な庄屋文書が保管されています。

庄屋文書の中には、藩からの通達である「御触書」や、村の土地台帳である「検地帳」、徳島藩独特の「棟付帳」と呼ばれる戸籍のような基本台帳など村の民政に関わる帳簿類ばかりでなく、村人同士のもめ事や訴訟に関する訴状や証文など実に多様な文書が含まれています。

庄屋さんが書き残したこれらの記録資料によって、私たちは江戸時代の庄屋の仕事や役割を明らかにできるばかりでなく、幕藩制国家という封建社会の実像や仕組みを知ることができます。

また、庄屋さんの仕事を通して、江戸時代の村人の生々しい生活の実態や、社会の有様や浮かび上がってきます。

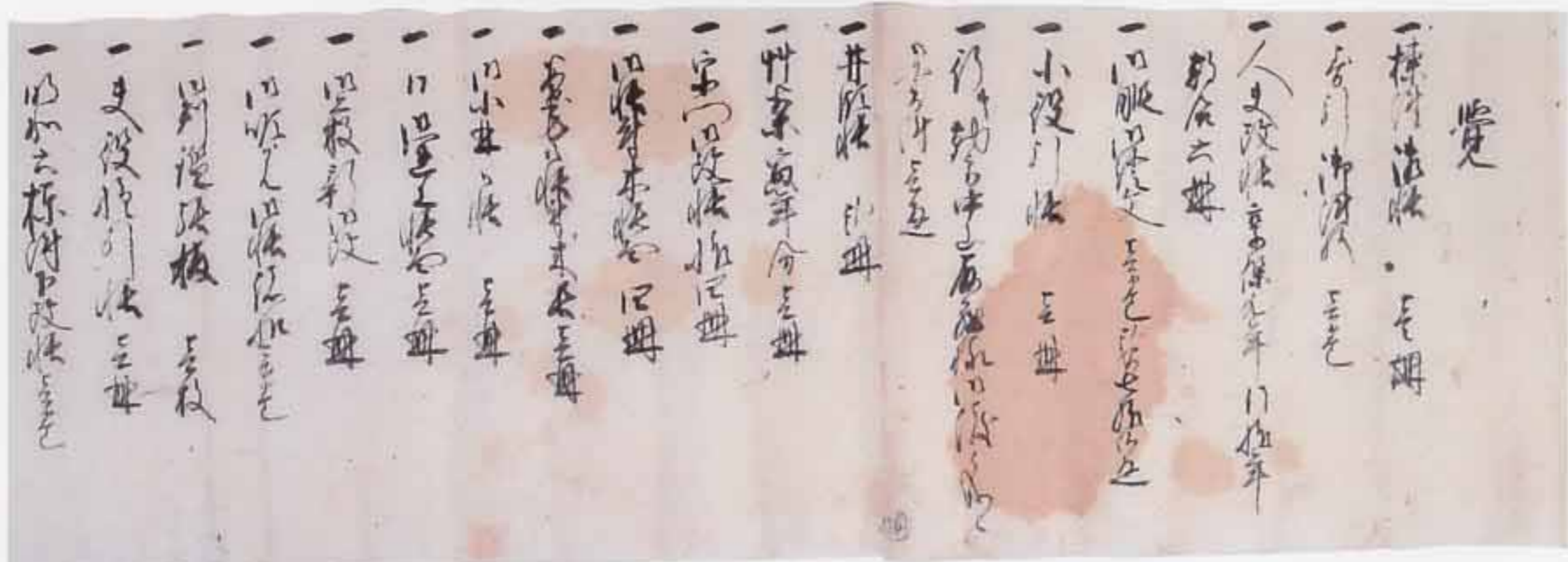
今回の展示では、誰にでもわかりやすく理解していただけるように心がけました。江戸時代における庄屋さんの役割や仕事を考えることを通じて、現代社会やこれからの社会のあり方を見直す契機となれば幸いです。

最後になりましたが、今回の展示にあたり、資料を寄託していただいた木内正年様をはじめ、多くの寄贈寄託者他の多くの方々からご協力を頂きました。心よりお礼を申しあげます。

平成十七年四月二十六日

徳島県立文書館長

立石 恵嗣



▲「覚」〈庄屋役文書引継目録〉(大栗家文書)

## 年貢を納める

**\*取り立て**

割り付けた年貢を期間内に取り立てるのも庄屋さんの役目のひとつでした。取り立てた年貢は、庄屋さんの家の蔵などに一端納められ厳重に管理されていました。こうした年貢の取り立ては厳しい仕事だったので、取立役という専門の村役人が置かれることもありました。

**\*御蔵と給人**

庄屋さんは、取り立てた年貢を年貢の行き先によって分ける仕事もしていました。阿波では、家臣（給人）達に実際に領地の支配をさせていた



▶「端山村未ノ秋米（秋年貢の受取証）」（武田家文書）

ので、村の中でも村絵図のように、細かく土地が分けられていました。藩に直接納められる米を御蔵米、家臣に納められる米を給知米（きちまい）といって分けていたのです。

**\*年貢を納める**

集めた米を御蔵や給人に納めます。年貢を納め終わると皆済目録（かいさいもくろく）という受領書（うりやうしょ）が渡され、期限内に納めると褒められることもありましたが、しかし、遅れると厳しい取り立てにあい、遅れた村人の年貢を庄屋さんが立て替えをしなければならぬこともたびたびあったようです。

## 庄屋さんのお仕事②

### 人の移動

#### 人の移動を報告する

**\*暇証文・通行切手**

養子・結婚・出稼（でかせ）などで村人が移住するときは、庄屋が郡役所に報告していました。郡の役人から暇証文（いままじょうぶん）という移住許可証を庄屋が受けて保存していました。年貢を納める人

や家が続けて行くための養子暇証文は特に重要視されていました。

商売や四国霊場めぐり等で阿波国の外に出る場合、御分一所（ごぶんいっしょ）や番所（ばんじょ）を通過する際の通行切手（つうこうきりて）は庄屋が発行することもありました。こうした人の移動の把握は、村単位でかけられた年貢や夫役（おやく）の負担を少しでも軽くするために必要なことだったのでした。

**\*棟付改と棟付帳**

こうした、村の中の人や家を細かく把握するための調査が棟付改（むねづかひ）です。庄屋が村内をくまなく下調べを行い、棟付役人が村々を回ってくださるとおもてなしをする役目までしていました。この時にできた帳簿が棟付帳（むねづかひ）で、この帳簿を元に夫役や棟別割り（むねべつわり）などの様々な税（ぜい）がかけられたのです。



▶「覚（津田川口番所通行手形）」（山腰家文書）



▶「文化八未年那賀郡谷内村棟附人数御改帳」（遠藤家文書）

庄屋さんのお仕事①

ねん ぐ  
年 貢

年貢を決める

\* 検地をする

藩から検地役人が来て、土地一枚一枚の面積や、収穫量や、誰が年貢を納めるのかを決めていきます。庄屋さんは検地役人の道案内やおもてなしをしたり下調べをしていました。検地は反対の一揆が起こるほど繊細で重要な作業だったのです。

\* 検地帳を作る

阿波では、天正年間（豊臣秀吉の時代）に作成された検地帳が、幕末まで江戸時代を通じて年貢の台帳として使われていました。庄屋さんは、そうした検地帳を書き写して付箋を



▶「阿波御国那賀郡牛輪村御検地帳」  
(遠藤家文書)

貼ったりしてボロボロになるまで使っていました。

\* 検見をする

その年の年貢は、検地帳などを元にして春にはほぼ決められていました。しかし台風や洪水などの災害で田畠の作物が収穫できなくなると、庄屋さんは検見役人に来てもらい、実際の収穫量を調べて（検見）、年貢を減らしてもらおう交渉をしていまし

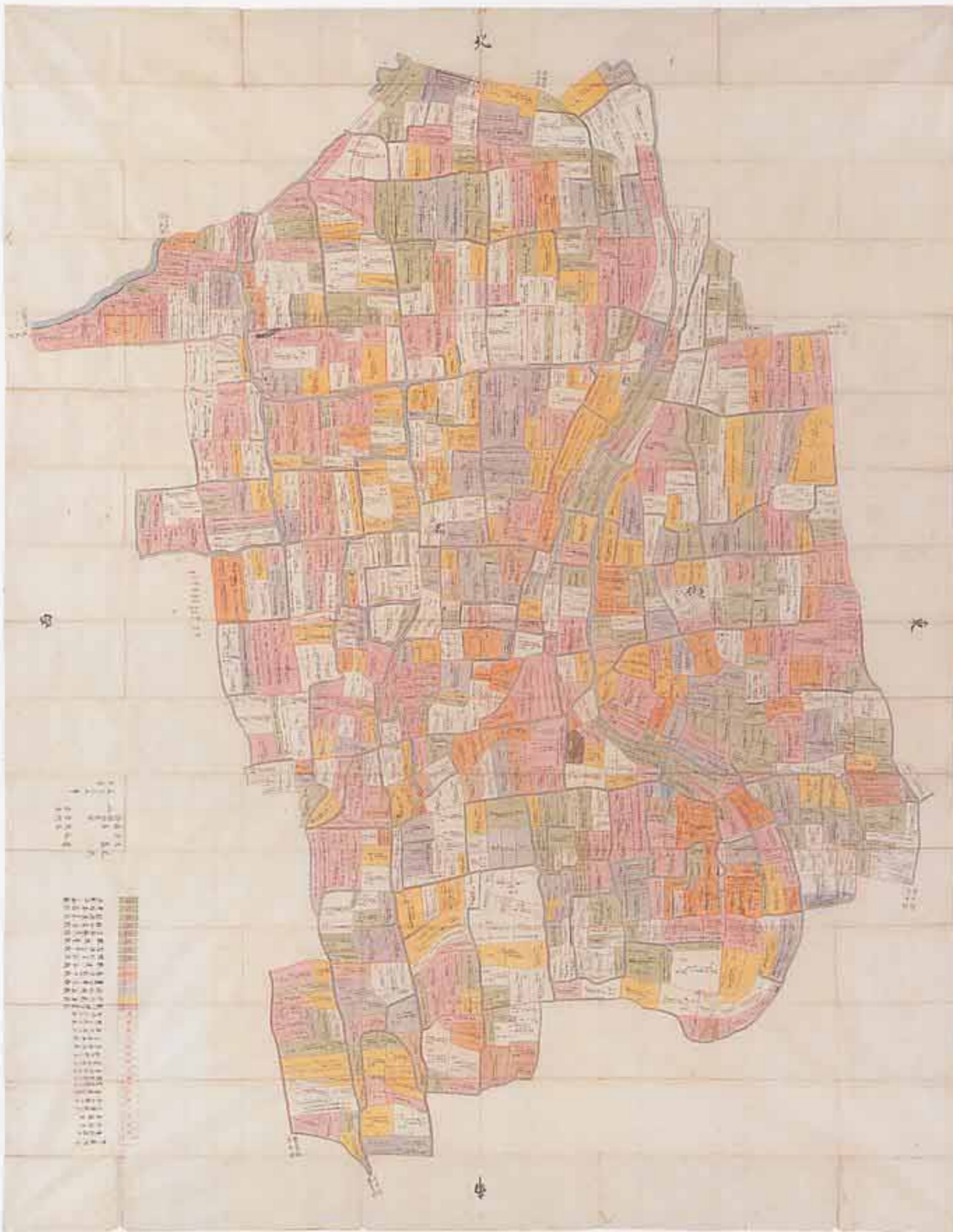
た。こうした年貢減免の交渉は、村人の生活がかかる真剣なものでした。

\* 年貢を割付ける

検見などで決められたその年の年貢を、実際に村人達に割り振るのは庄屋さんの役目でした。年貢割付帳を作り、村人へ間違いなく請求していきました。村人の近況を知り、気を配りながら進める必要があったのです。

夏年貢と秋年貢

阿波国は、南国なので江戸時代にはすでに二毛作が一般的に行われていました。夏年貢は主に麦の年貢で六月二五日までに納めることになっていました。秋年貢は主に米の年貢で十一月二五日までに納めることになっていました。



▲日開村絵図〈給人・蔵地ごとに細かく色分けされている。〉(榎本家文書)

## 庄屋さんのお仕事⑤

# 庄屋さんの内済（もめごと相談）

奉公先の男女が「欠落ち」、家出……

両者を尋問・親を説得。そして、その行方は――

庄屋さんは、村のなかの「親父（おやじ）」のような存在でした。公私にわたり村びとたちの日常生活にかかわっていききました。また、そうしなければ庄屋としての務めを果たしたことはないしなかったのです。とりわけ人の動向・移動を把握することはなによりも大切な仕事でした。



▲「出入り鍛え書き下書」(木内家文書)

ここに紹介する文書は「出入り鍛え書き下書」であり、村のなかの訴訟やもめごとに庄屋さんの仕事としてかかわってきたことの経緯を具体的に書きとめたものです。

文化一二（一八一五）年、江戸時代も後半にはいったころのこと。板

野郡のある村に、「きよ」という娘がいました。家は大変貧しく、お父さんの「五三郎」のことばによれば「極貧」のうえ自分は「近年病氣」がちであるということでした。きよは、別の村の武右衛門家に奉公に出てい

ましたが、その奉公先で「鹿蔵」と恋仲になりました。やがて二人は「欠落ち」することとなり、五三郎はそれを許さず「不義密通」として訴え出しました。きよは一旦は連れ戻されるのですが、なんども「家出」をくりかえし鹿蔵のもとへ走っていつてしまいます。そこで庄屋さんは、鹿蔵ときよ、さらに五三郎を呼んで、それぞれに尋問をします。鹿蔵には、「不義密通の義は兼て御法度に

あい背く」ことであるので「手切れ仕り、きよを五三郎のもとへ帰してやれ」と。それに対して鹿蔵は「恐れ入り迷惑仕りたてまつり候」として、きよと「別離」することを誓います。ところが女性のきよは「今

更親里へまかり帰り申す心底ござなく候」、「私義懐妊も仕りおり申す義に候えば鹿蔵とあい別れがたく、鹿蔵に連れ添い申したく存じたてまつり候」と訴えるのです。そこで庄屋は、二人を引き離そうとする五三郎に「娘きよ義はとにかく鹿蔵に連れ添い申したき心底に候えば、本意にはあい叶い申さざる義には候えども因果の道理と存知、きよを鹿蔵の妻に指し遣わし申す道はこれなきや」と、仲裁にはいります。しかし、五三郎は「稼業仕らせ候て渡世あい営

み申したく、是非にお引き分け仰せ付けられ下され候」と返答してゆずりません。

結局、庄屋さんは仕方なくこのいきさつを認めた一件書類に両村の村役人である五人組・同助役の奥書を付けて、御郡代様御手代あてにありのままを報告しました。このように庄屋さんの仕事は、村びとの公私にわたるすべてを知っていなければ務まらないほど多岐にわたっていました。「親不孝」の仲裁などは、庄屋のとても重要な仕事だったのでした。

## 庄屋さんの退場

明治初期、変革の嵐は徳島の村々

にも容赦なく押し寄せてきました。

戸籍の作成、新貨条例により円・銭・

厘が貨幣単位となる、土地売買の解

禁、学制の公布による小学校の設置、

徴兵令、地租改正等々。次から次へ

と打ち出される政府の政策を人々に

伝え、その地域の状況を報告すると

いう大変な業務を、当時の村の責任

者はこなさなければなりませんでし

た。数年の間に、与頭↓用掛↓村長

↓副戸長↓戸長とめまぐるしく役職

名がかわっていく村の責任者の多く

が、かつての庄屋さんやその息子た

ちでした。

明治五（一八七二）年、当時勝浦郡

で里長補（里長は江戸時代の組頭庄

屋にあたる）を務めていた世津村

（上勝町）の美馬要治が免職願を提出

しました。その中の「御布告などが

理解しにくく、期限の決まった調査

などが遅れがちですので、辞めさせ

ていただきたい。」という文面には、

全く未知の業務を押し付けられた上

に、通達や報告書の書式が一新され

たために、先祖代々受け継いできた

行政・文書事務のノウハウが全く通

用しなくなった庄屋さんたちのとま

どいのようなものが読み取れます。

庄屋さんのお仕事③

# 殿さまの鷹狩たかがり一行をもてなす

庄屋さんにとっては、殿さま（藩主）が狩猟などのために村に出かけてきた場合には、その接待をすることも重要な仕事でした。鷹狩は大名や千石以上の武士以外の人には許されていませんでした。領内には、鷹狩などをするために御留野おとめののと呼ばれる禁猟区が設けられており、無断で侵入した者に対しては厳しい規則が



▶鷹狩りの様子（「阿波国最近文明史料」より）

あり、違反者を訴えた者には褒賞金ほしょうきんが与えられ、それを見過ごした庄屋と村には罰金が科せられました。猟期は秋に始まり春に終わります。文化・文政のころ（一八〇四〜一八二九）、阿波の北方筋（板野郡のあたり）ではしばしば鷹狩が行われました。文政九（一八二六）年の十一月、二代目の殿さま・蜂須賀齊昌公は、御年寄の津田監物を筆頭に医師、御茶道、御台所人や鷹匠、餌指、犬牽など、総勢二一五人と共に訪れて、板野郡竹瀬村の庄屋・木内家で昼食をとっています。事前に、板野・勝浦郡代の太田章三郎や住吉村の組頭庄屋からの書状が届いており、草履ぞうりや草鞋わらじの準備、配膳はいぜんや荷物運びの人手配など細心の注意を払っています。

- 餌指…鷹の餌となる小鳥を捕らえる人
- 犬牽…鷹狩の時に鳥を追わせる猟犬を飼いならす人
- 鷹匠…藩主の鷹を扱う藩士
- 郡代…郡部の庶民を治める役職

庄屋さんのお仕事④

# お遍路さんへの対応

## 《しけの不幸》

文久二（一八六二）年、備中国下道郡川辺村（岡山県吉備郡真備町）から四国遍路にやってきた「しけ」と喜代助の母子連れは、三月六日に、和喰村（那賀町）にさしかかりました。ところが、蛭子神社前で喜代助が「虫病」になってしまいました。介抱するしけに、近所の人達が医師などを呼び手当してくれましたが、喜代助はその甲斐もなく亡くなってしまいました。

## 《死亡証明の申請》

しけは四国遍路を続けるための証明書の発行を願い出ました。というのも、人の移動が自由でなかった江戸時代は、番所（関所）を通過するときに証明書が必要だったからです。和喰村の役人から依頼された小仁宇村（那賀町）の秋本和三郎（以下、和三郎と記す）は、土佐町（那賀町）の年寄と共に、しけの息子・喜代助の死亡に不審な点がないかを確かめることになりました。

## 《和喰村と小仁宇村、土佐町の役人による検死と報告》

和三郎は隣村の和喰村にすぐに駆けつけました。しけと隣家惣代、村

役人たちから事情を聴取したところ、喜代助の死体には傷もなく病死であることが確認できたので、喜代助は薬王寺に埋葬されました。しけの所持品を検査したところ問題がないことが分かったので、「往来手形」に喜代助の病死を証明して、お遍路を続けさせました。

このように庄屋さんたちは、村で起こったお遍路さんの「死」をめぐる状況を把握・確認し、当事者（しけ）の要望を聞き、必要な対応をしました。三つの村からきた村役人が同じ判断を下したことで、より信憑性の高い問題解決に至ったのかもしれない。また、和三郎は、お遍路さん一件のいきさつを郡代手代に報告しました。庄屋さんは、このように村で起きた問題を役所に知らせる義務がありました。

※往来手形：旅行者に対して出す旅券及び身分証明書のこと。手形がなければ四国遍路を続けることはできませんでした。

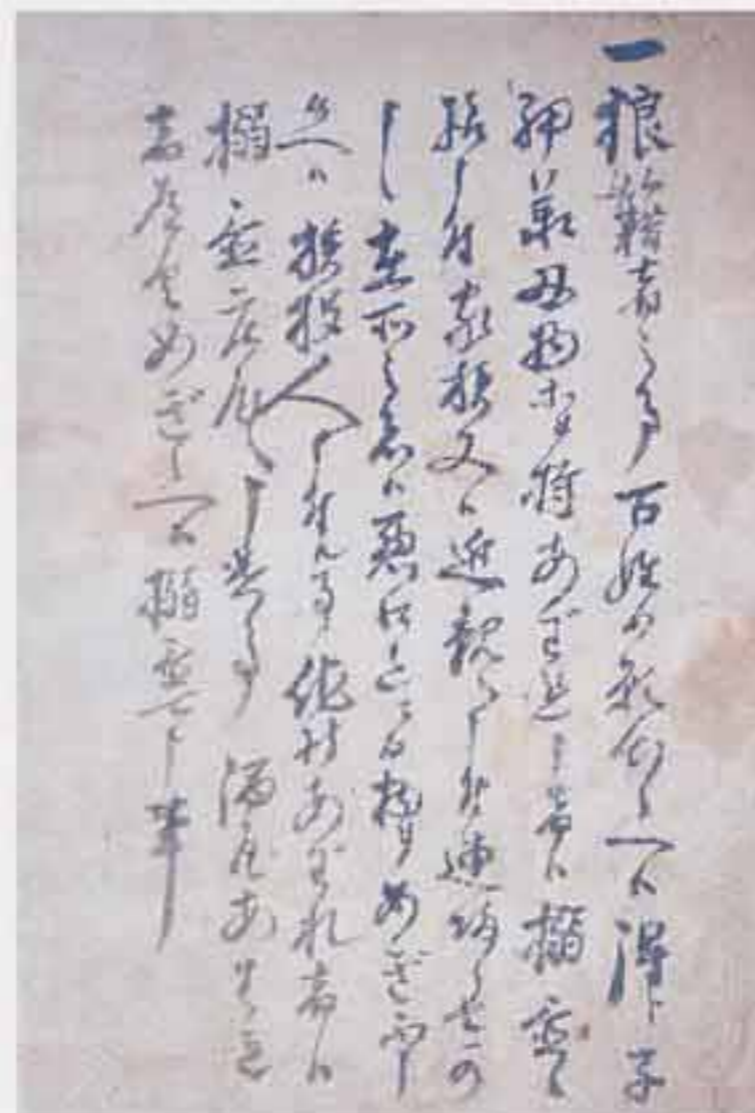
※虫病：回虫等によって起こると考えられていた腹痛など。虫気、痢ともいう。

## 展示資料目録

No.	標 題	年 月 日	整理番号
<b>庄屋になる</b>			
1	那西郡之内仁宇谷庄屋肝煎行人改帳写	享和3年 (1803)	アキ01596001
2	那西郡之内仁宇谷庄屋肝煎行人改帳(写)	享和3年 (1803)	アキ01596002
3	名西郡高川原村庄屋人数改帳	延宝2年 (1674)	キヨ00029000
<b>年貢を決める(検地帳)</b>			
4	板東郡之内竹瀬村御検地御帳	天正17年 (1589)	キノ00037000
5	板東郡内竹瀬村検地帳	慶長7年 (1602)	キノ00102000
6	御検地御検見式方写	元禄17年 (1704)	タケ00340000
7	御蔵御給知色分絵図	(近世)	キノ00441000
8	(名東郡日開村限絵図)	文久3年 (1863)	榎本家所蔵資料
<b>年貢を納める</b>			
9	御蔵御給知島順道帳	明和6年 (1769)	キノ00031000
10	日比野忠太夫様御分御帳	寛永14年 (1637)	杓サ00001000
11	瀧川源太良殿分 なよせ帳	元和8年 (1622)	杓サ00002000
12	細野作左衛門様御知行分高反数之御帳	寛永18年 (1641)	杓サ00003000
13	端山村未ノ秋米(年貢受取証)	元禄16年 (1703)	タケ00405001
14	覚(夫銀請取証)	元禄16年 (1703)	タケ00405002
<b>人の移動を管理する</b>			
15	覚(徳島御用塩積船通行証)	辰10月14日(近世)	ヤマ000061000
16	棟附御改二附心得書(写)	(文化2年)(1805)	アキ01595000
17	文化八未年那賀郡谷内村棟附人数御改帳	天保6年 (1835)	エト00007000
18	其郡中庄屋共(棟付下調べの節、新夫取立の件に付、触回状)	3月11日 (近世)	タケ00271002
<b>もめ事の処理</b>			
19	御糺二付申上覚(備中倉敷の女四国順拝中当村で病死に付、病中手当方並に始末等届の件、控)	戊9月17日(近世)	アキ00302000
20	御糺二付申上覚(私義心願にて倅喜代助二人連れて四国辺路順拝中、和食村で喜代助虫病で病死の旨申出の件、控)	文久2年 (1862)	アキ01526001
21	諸控	(近世)	キノ00932002
22	出入鍛書下書四冊之内式	文化12年 (1815)	キノ00806000
<b>殿様を迎える</b>			
23	文政九戌年十一月十一日御入筆記(太守様矢武村御鷹野御出に付、御昼所御用、控)	文政9年 (1826)	キノ00424000
24	去戌十一月北方筋へ御出之節竹瀬村二而御昼御人数様方御賄料并下役人御賄料共相約差上帳 四冊之内巻(控)	文政10年 (1827)	キノ00413000
<b>庄屋をやめる</b>			
25	覚(庄屋御用退役に付、帳簿引渡の件)	寛政12年 (1800)	材ア00021029
26	申上覚(老年に付、組頭庄屋助役御免願)	6月3日 (近世)	タケ00416000
27	乍恐奉願上覚(病身に付、庄屋役御免願)	酉8月晦日 (近世)	ミヤ00868000
<b>明治維新と庄屋</b>			
28	併合村一卷諸控	明治4年 (1871)	キノ00274000
29	証(庄屋廃止に付引継帳簿の件、控)	明治4年 (1871)	材ア00021021
30	乍恐奉願上(布告等難読解に付、免職願、控)	(明治5年)(1872)	ミヤ01849000

※資料保存のため展示品の一部を入れ替えることがあります。

〔口語訳〕  
 狼藉者について百姓から願い出があった場合は、よく詳細を聞く。刃物などを持って暴れた者は、捕まえておいて家族か近親者に連れ帰らせること。この村の者は、悪口だけで物をこわしてなければ、仲介者を立てること。他村の暴れる者は、捕まえておいて、庄屋へ連絡すること。酒屋で暴れて物をこわした者は捕まえておくこと。



〔諸控〕(木内家文書)

# 庄屋さんのお仕事

平成十七年四月二十六日発行

編集・発行 徳島県立文書館

〒770-1807 徳島市八万町向寺山  
 電話 〇八八(六六八)三七〇〇

印刷 ナカガワ・アド(株)

〒779-5603 徳島県美馬市脇野字若宮南三上  
 電話 〇八八三(五二)一六四三